

平成30年6月定例会 総務委員会（付託）

平成30年6月25日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

喜多委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の調査を行います。

公安委員会関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

なし

山本警務部理事官

報告事項は、ございません。

喜多委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

黒崎委員

この間から児童相談所と警察との関係で連絡がうまくいっていないということで、香川県の児童相談所から東京都に送られた船戸結愛ちゃん、5歳の子供がお亡くなりになりました。このことについて、徳島県警察としましたら、数年前から積極的に関わっていくということであったように思います。

まず、お尋ねしたいと思うんですけど、家庭という閉鎖的な中で、いじめがあったりいろんなことがあって虐待ということになってしまうのかなと思うんですけど、警察のほうに一番初めに、どんな形でその情報が入ってくるのか。

それと、最近の児童虐待の数と申しますか、起こってきた数についてお尋ねをいたします。

時谷生活安全企画課長

児童虐待の把握、認知状況について説明をさせていただきます。

まず、児童虐待の把握につきましては、110番通報や匿名による通報、少年相談やDV相談等の各種相談等の警察活動や、児童相談所等関係機関からの情報提供、学校や幼稚園、保育所関係者からの通報、要保護児童地域対策協議会との検討会等、他の機関との連携により端緒となる情報の把握に努めているところでございます。

また、いち早く児童虐待情報を把握するため、それら関係者との会合や研修、キャンペーン等により、幅広く県民に対して、相談窓口等の周知を含めた広報啓発活動を実施し

ているところでございます。

次に、児童虐待事案の認知状況、警察での取扱状況でございます。過去3年間の児童虐待の疑いがあるとして通報等があった件数は、平成27年が200件、平成28年が241件、平成29年が222件でございます。本年5月末現在においては121件、前年同期比プラス44件となっているところでございます。

なお、5年前の平成25年における件数は141件でありまして、当時と比較いたしまして、昨年の件数は約1.5倍に増加しているところでございます。

黒崎委員

まずは、どんな形で警察のほうに情報が入ってくるかですけれども、恐らく多い順番に今おっしゃっていただいて、110番通報が一番多いと、その次に匿名による通報が多いということですね。

3年間の増減も御報告を頂いたんですけれども、1.5倍になっているのは、なぜこんなに多くなっているのでしょうか。

時谷生活安全企画課長

委員の質問で、多い順というのを先に説明させていただきます。一番多いのが、平成29年中ですが、少年相談やDV相談の各種相談が105件でございます。それから、110番通報・匿名通報が68件、児童相談所等関係者からの情報が26件の順になっております。ですから、少年相談・DV相談という各種相談が一番多いということでございます。

増加の要因でございますけれども、児童虐待の事件報道等によりまして、県民の児童虐待に対する関心が高まっていることや相談窓口の周知により、増加したものと考えられております。

黒崎委員

確かに、最近いろんな報道でこういった虐待のことが出てますので、関心も高まってきたということもあると思うんです。だから、例えば、道を通っていて急に子供の大きい声が聞こえてきたり、叫び声が聞こえてきたりということもあるんだろうとは思いますが。

それと、今度はどんな虐待が行われているのかお尋ねしたいと思うんですけど、まず、虐待のいろんな種類をお教えいただければと思います。

時谷生活安全企画課長

どのような種別の虐待が発生しているのかという質問にお答えいたします。

平成29年中に警察が取り扱った222件の種別でございます。心理的虐待が113件、50.9%、身体的虐待が69件、31.1%、怠慢・拒否などのネグレクトが38件、17.1%、性的虐待2件、0.9%。本年5月末現在では、取り扱った121件の種別は、心理的虐待が55件、45.5%、身体的虐待が39件、32.2%、怠慢・拒否などのネグレクト24件、19.8%、性的虐待3件、2.5%となっているところでございます。

黒崎委員

心理的な、あるいは身体というところが一番多いということでございますけれど、例えば、虐待の種類によって対応の仕方も随分と変わってくると思います。身体的な虐待については、この間も問題になっていましたけど、児童相談所の方がそこまで行って、お子さんに会わせてくださいというようなことを言っても拒否されたと伝わってきております。

徳島県警察の場合は積極的に関わっていかれるということで、当初から児童相談所と相談をなさって一緒に行かれる場合が多いんだろうと想定しているんですが、そこらはいかがでしょうか。

時谷生活安全企画課長

警察が取り扱った110番通報で、やはり先に警察が現場に参るのが一番多いです。児童相談所等と、援助の要求があって警察と一緒に入ったのが、平成29年が3件、今年5月末現在でも3件ございます。

黒崎委員

具体的に、児童相談所との連携というのが大変重要であるんだろうと思うんです。例えば、警察、児童相談所もそうですけど、他県の児童相談所同士、他県との警察同士というふうな、他県との関係があると思うんです。今回の場合もそうですよね、香川県と東京都との連携というふうなことがありましたが、このところはどのように対応されていますか。

時谷生活安全企画課長

他県との連携状況についてでございます。

児童虐待事案に係る児童が県外に転出した場合は、警察では県警本部少年女性安全対策課を通じて、転出先都道府県担当課に対して迅速な連絡を行っております。転出先住所を管轄する警察署長に対して、当該児童の関係資料を送付しているということです。

黒崎委員

そうしましたら、他県との連携の中では、例えば、警察は警察同士で連携すると。警察のほうから他県の児童相談所に連絡するのではなくて、警察同士で連絡する、その中で、児童相談所との関係であったり、そういうのを確認し合うと、こう取ってよろしいですか。

時谷生活安全企画課長

転出する場合、県内の児童相談所とは連絡を取りますけれども、他県の児童相談所には、直接県警察からは連絡はしておりません。

黒崎委員

児童相談所のほうのことは児童相談所の担当にお尋ねしたいと思いますが、こういったことが起こらないのが一番いいのですが、段々増えてきてございます。難しい質問ですけど、徳島県警察としまして、こういった事案が起こらないようにするには、どのように

そのあたりお考えになっているのか、最後にお尋ねしたいと思います。

樫山生活安全部長

県警察といたしましては、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも影響を及ぼすことに鑑み、今後とも関係機関と一層緊密な連携を図り、児童虐待の早期発見に努め、事件化を含めまして、児童の権利利益の擁護に努めていく所存でございます。

黒崎委員

これは小さい子供のことですので、情報の漏れもあつたらいけない。そののところにも十分気を付けていただきまして、しっかりと児童相談所のほうと連携して対応していただけますよう、要望して質問を終わります。

中山委員

先日、大阪府北部を震源とした地震が発生しまして、5人の死者、また重軽傷の方もかなりいらっしゃるということで、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

私は、関西広域連合の一員でありますから、関西広域連合構成府県として、徳島県警察として連携したこと、また、対応をお聞きしたいと思います。

尾田警備部長

この度の地震につきましては、まず、県内の取組といたしましては、県内が震度3ということでございましたので連絡室は設置しておらず、ただ、通常業務の本部の中におきまして、速やかに各警察署に対しまして状況の把握と情報収集をいたしたところでございます。

また、大阪府警察に対しましては、警察庁からの要請を受けまして、県警察へリ「しらさぎ」がその日に大阪府に行きまして、被災情報の収集に当たっているところでございます。

中山委員

関西広域連合の宣伝ではないんですけれども、恐らく、こういう連合をすることによって、復旧・復興が迅速にスピーディーにできているのかと思うんです。これが、関西広域連合発足前と今とでは、警察の対応はどうでしょうか。

尾田警備部長

確かに、関西広域連合と県警察の連動というのはあろうかと思うんですけれども、警察におきましては、さきの東日本大震災等の過去の反省を踏まえまして、全国的に展開してまいります広域緊急援助隊というものを組織しております。今回も出動はいたしておりませんけれども、発生直後から機動隊に対しまして広域緊急援助隊がいつでも出動できるように、装備・資機材の準備と待機命令をかけているところでございます。

こういった中で、要請があれば、即、他県の広域緊急援助隊が現地のほうに出動できる

ような体制は既に構築できております。

中山委員

すぐにスピーディーに行動できる体制を構築できているというふうなお話を聞いて一安心したんですけど、今後、高い確率で我々が被災者になる可能性があります。しっかりと今回の現状も踏まえて対策を取って、また、受援体制の充実ということも大事になってくると思うので、そのときに備えてしっかりと迎え撃てるような体制作りを強化していただきたいとお願いしたいと思います。

次の質問ですけれども、少子高齢化対策というのは、非常に我が国では深刻な課題となってきております。4月1日に推計人口が発表されましたが、戦後初めて我が県の人口が74万人を割れたということで、1956年がピークだったと思いますけれども、そのときから比較して約14万人減少してきております。

また、並行して高齢化ということも、全国よりも早いスピードで我が県は進んでおりまして、特に私の選挙区の上勝町などは、高齢化率が半分以上というふうな地域も出てきはじめております。高齢化によりまして、高齢者の事故というのも多数発生しておるのが現状ではないかと思っております。現に、交通事故、死亡事故の犠牲者、加害者になられた方も含めて、高齢者が過半数を超えているというふうなことを聞いております。これからますます高齢者に対する対策を考えていかなければ、強化していかなければならないと思っております。

先月5月28日の話ですけれども、小松島市におきまして踏切事故が起きました。これも高齢者の方が踏切の中で取り残されてしまい、一つ間違えれば大事故が発生しかねない事故が起きました。幸いにしまして、通学中の小松島高校の生徒さんが機転を利かして、高齢の運転者を外に出して、軽い事故で終わったと聞いております。そのときに、約1時間近く踏切が閉鎖されて、その辺の交通がまひしたと聞いております。

今後、踏切の事故も増える可能性があると思いますので、JRでの事故というふうになった場合に何ができるのかというのは、非常に疑問視しているところでございます。まず、そのときにできたこと、小松島警察署の管内ですから小松島警察署の対応になると思うのですが、何をして、どういうふうにできたかをお聞かせ願いたいと思います。

山上交通企画課長

お尋ねの踏切事故につきましては、5月28日午前8時34分頃、小松島市小松島町のJR牟岐線今開第2踏切において、87歳の女性が運転する軽四乗用車が遮断機の下りた踏切内で立ち往生し、牟岐発徳島行き普通列車2両編成と衝突したものです。

この事故によるけが人はありませんが、事故発生から51分後の午前9時25分まで上下線が不通となった上、現場踏切以外の2か所で遮断機が下りたままの状態となったものです。事故発生直後には、警察官が現場急行の上、交通事故捜査に当たったものの、事故踏切以外の2か所の踏切で遮断機が下りて交通渋滞が発生していることを認知したのが、事故発生から26分後でありました。これも通行人から警察署への通報によるものでございました。

今後、同種事案の発生の際には、より一層JRと連携を図るほか、事故現場以外の周辺

における道路状況を早期に確認し、迅速な渋滞解消のためのう回措置、さらには、交通情報板やパトカー等を活用した渋滞広報に努めてまいりたいと考えております。

中山委員

田舎、特に小松島なんかはう回路が少ないので、主要道路で事故があったらかなり渋滞します。朝晩の国道55号線の渋滞というのは、本当に経済に支障を来しているのではないかと思っています。やはり、いろんな事故があって対応しなくてはいけない警察、しかも、小松島警察署では少数精鋭で頑張っていていただき非常に感謝しているところではありますが、事故が発生したときに集中して行くのではなく、周りの状況を高所大所から見られるような機能、システムを構築していかなければいけないと思います。

先ほども言いましたように、今後ますます高齢者が絡む事故というのが増えてくると思うので、今回の事故を教訓にして、踏切事故があったときのJRとの連携をどうするかということもしっかりと詰めていただいて、できるだけ早期に渋滞解消につながるような措置ができるように、しっかりと協議を重ねていただきたいと思います。

やはり、高齢者の方というのは、運動機能が低下しているんですけども、自分では気付かない人が多いと思うんです。それを気付かす意味で大事なものは、家族や周りの人が上手に話をしてあげるのが一番良いかと思うんですけども、運転免許証の自主返納について、お伺いしたいと思います。

警察、各方面でいろんな広報をしていただいて、自主返納の数も増えているとは思いますが、今一度、現在の状況をお聞かせ願いたいと思います。

山上交通企画課長

自主返納の現状でございますが、過去5年間の運転免許証の自主返納の推移を見てみますと、平成25年は561件、うち高齢者529件、平成26年は883件、うち高齢者841件、平成27年は1,394件、うち高齢者1,319件、平成28年は1,826件、うち高齢者1,757件、平成29年は3,063件、うち高齢者2,964件と年々増加しております。

昨年中の数字は、自主返納制度が始まった平成10年以降、最高の数字となっております。本年5月末の自主返納数は1,400件でございます。前年の同期と比べましてプラス15件となっております。うち高齢者は1,351件で、前年同期と比べましてプラス17件となっております。

中山委員

この数年でかなり飛躍して伸びて、5年前と比べて約5.5倍の方が自主返納されているということで、関係機関や公共交通機関もそうですけれども、バスやタクシーの協力があってこそだと思います。

県警察では、今年2月から、認知症の恐れがあると判断された高齢者への自主返納後の生活支援として、福祉部門と連携した新たな制度を開始したと聞いておりますけれども、その概要について教えてください。

山上交通企画課長

生活支援連絡制度の概要でございますが、県警察では、運転免許証の自主返納等によって移動手段を失うなど、その後の生活支援を必要とする高齢者情報を市町村の福祉部門に連絡する生活支援連絡制度を設立しまして、本年2月1日から運用を開始しているところであります。

各自治体の支援内容については、保健師やケアマネージャー等が専門性を生かして、困りごと相談や必要な生活支援のサービスにつなげてくれているものと承知しています。

今後とも、福祉部門との連携を強化し、運転免許証の自主返納を検討している高齢者やその家族等に適切に支援してまいりたいと考えています。

中山委員

いろんな関係機関との連携によって、これから増やすということが非常に大事なことだと思いますが、2月ですから4か月がたちましたけれども、その利用状況はどうなっていますか。

山上交通企画課長

生活支援連絡制度の利用状況でございますが、本制度の運用を開始した本年2月1日から5月末までに98人の方を各自治体に連絡しております。

中山委員

せっかく良い制度ですけれども、まだ98人ということは、これが多いのか少ないのか、どれだけを目標にしているか分からないですけれども、やはり、もっと高齢者やその家族に広報をして、より使えるような制度にしていきたいと思います。

先ほど、自主返納の数が3,063人とお聞きしたんですが、うちの母親も80歳で車に乗っているんですけれども、まだまだ地方は車がなかったら非常に不便なので、どうしても車に頼らざるを得ないところがあります。やはり、御家族の方は非常に心配をされており、私もその一人ですけれども、いつ事故を起こすのかと、加害者にも被害者にもなりますので、非常に心配するところでもあります。

先ほど申しましたように、自分の運動機能の低下というのは、なかなか本人は認識しづらいと思うんです。一番分かるのは同居している家族だと思うんですけれども、その家族の話に耳を傾けない人も多いかと思うんですが、その辺の相談というのは受けているんですか。対策というのは、どういうふうにとられていますか。

山上交通企画課長

運転免許証の自主返納につきましては、あくまで運転者本人の意思によるものではございますが、御家族からの相談も少なからずあるところで、県警察はこれにも対応しているところです。

県警察は、身体能力の低下により、運転技術等に不安を感じている高齢者やその家族に対して、運転相談窓口を開設するほか、実車による運転技能診断を開始しております。

相談窓口につきましては、運転免許センターに専属の警察職員2名を配置し、運転適性相談窓口の体制を整備。高齢運転者や御家族からの相談を受け、安全に運転できるか個別

に判断しているところでございます。

また、高齢運転者に対する運転技能診断については、個々の身体機能の低下及び運転能力には個人差があることを踏まえまして、それぞれの高齢運転者の特性等に応じたきめ細やかな診断をする必要があります。そこで、本年6月から、70歳以上の高齢運転者を対象に、実車による運転技能を確認し、個々の能力や特性に応じたきめ細やかな個人指導を行う運転技能簡易教習をスタートさせたところです。

高齢運転者の交通事故防止対策という観点から、高齢運転者やその御家族等からの相談については、積極的にこれを受け付け、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導や、自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の教示を行うなど、それぞれの高齢者の特性等に応じたきめ細やかな対策を講じてまいる所存です。

中山委員

相談窓口というのは、対象は家族でしょうか、本人からも相談があるのでしょうか。それと、相談員はどんな方がされているのでしょうか。

山上交通企画課長

窓口につきましては、御家族のみならず、本人からの相談も受け付けるということでございます。また、職員については、警察官1名と一般職員1名の2名でありまして、両名とも運転免許行政に知見のある者を配置しております。

中山委員

少し前にテレビを見ていたら、熊本県警察が全国初となる取組として、運転免許センターに看護師等の専門職を配置して、認知機能の低下が疑われる方に対して、医療機関への受診や自主返納を促しているというふうな特集を見ました。クローズアップ現代だったと思います。これは、非常に良いことと思います。現に、熊本県警察でも返納者数が増えたと聞いております。

今、窓口は一般の資格を持った方がされているかと思うんですが、医療機関に従事する人とか、認知機能に専門的な意見を言える人というのは配置されていますか。

山上交通企画課長

専門的知識のある方の配置についてでございますが、徳島県警察においては、看護師等そういった専門的知識のある方の配置はしておりません。

他の都府県において、看護師等を窓口配置して、専門的見地から相談を受けているといったことについては承知しております。

現在、県警察では、さきに答弁しましたとおり、運転免許行政に知見のある警察官等2名を配置している上に、全国に例のない実車による運転技能簡易教習を6月からスタートするなど、高齢運転者に対する独自の安全対策を実施しているところでございます。

今後、本県における運転適性相談の内容や件数の推移、その実態等を見つつ、他の都道府県警察が実施している看護師等の配置の有効性、こういったものについて調査・研究し

てまいりたいと考えております。

中山委員

非常に良い取組だと思います。実車教習も非常に良い取組かと思いますが、まだやってないんですか、もうやっているんですか。

山上交通企画課長

既に第1回目の教習をやっております。1回の教習は、1日6人が限度でございますが、現在も8月まで予約が埋まっているという状況でございます。

既に実施した教習では、最高年齢90歳の方もおられたということで、全般的に見まして、安全確認が十分になされていないなど、こういった運転の問題も見られましたので、個別に警察官が指導しているところであります。

また、自主返納については本人の意思によりますので、こういったことについても検討する方法もありますよということについて、アドバイスなどもしております。

中山委員

恐らく、実車教習を受けようとする人は、まだしっかりしている人、自分をよく分かっている人かと思えます。問題なのは、自分の実力というか、技能が分からずに運転されている方であって、そういう方に対する自主返納をいかに促すかということが非常に大事になってくるかと思えます。

先ほど申しましたように、ヒアリングによって分かることもたくさんあると思うんです。だから、警察官の方のヒアリングというのは、真面目にマニュアルどおりのことしかしないかもしれないので、違った専門的スキルとかを持たれる看護師の方とか医療機関に詳しい方を交えてヒアリングしたら、そういうことも的確に指示ができる、気づきが生まれてくるかと思うので、是非とも、こういう第三者の看護師等、医療機関の人たちもヒアリングに交えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

山上交通企画課長

先ほども答弁させていただきましたが、もう既に配置しております他の都府県警察の実施状況について、その配置の有効性について、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

中山委員

今後、しっかりと注視していただいて、有効だと判断できるものは何でも取り入れて、極力高齢者の方の事故を減らしていかなければいけないと思いますので、しっかりと取り組んでいただき、一人でも大事な高齢者の方の命を助けるよう頑張っていただきたいと要望して終わります。

島田委員

私からは、交番・駐在所の整備方針についてお伺いしたいと思います。

今、県警察が進めております交番・駐在所の整備方針については、地域の実情に応じて見直しを図っていると伺っておりますけれども、そういった目的や方針について、県民の理解を得る上でも広く示していくべきと考えております。そこで、数点質問させていただきたいと思います。

昨年8月に、徳島中央警察署の新町交番と秋田町交番が統合されて、新たな大道交番を新設したと承知しておりますけれども、10か月余りが経過しております。交番統合のメリット・デメリットも既に分析されていると思いますので、その内容についてお聞かせ願えたらと思います。

船本企画課長

統合いたしました大道交番の効果についてでございます。

県警察が昨年、策定・公表いたしました警察署再編整備等総合計画の柱の一つといたしまして、中長期的な交番・駐在所の在り方を盛り込んだところでございます。これは老朽化した交番・駐在所施設の整備の在り方や、人口、治安情勢に応じた施設の配置について検討していくものでございます。

大道交番は、この計画に沿って、秋田町交番と新町交番を統合の上、徳島市大道1丁目の商業ビル1階に、昨年8月、テナント型交番として運用を開始したところでございます。

統合の狙いは、交番員を集中的に運用し、そのスケールメリットを生かすことにより、パトロール活動の強化、事件・事故発生時の大量動員による早期解決、さらには、交番員が不在となる状態の解消等に努めるというものでございます。

統合の効果の詳細は、今後検証することとしておりますが、パトロール時間の増加や事件・事故現場への早期臨場はもとより、複数事案が同時に発生した場合における迅速的確な対応が可能となっているところでございます。

その他、増員効果によりまして、パトロール活動と在所警戒活動を分けて実施することが可能となるため、交番員が不在となる状態が解消されるほか、従来、不規則であった休憩時間帯等も定時に改善されるなど、職員の健康管理等にも大きな成果が上がっているものと認識しております。

島田委員

そこで、今度、阿南警察署管内に新設予定の交番があると2月議会の総務委員会の付託委員会で、今年度中に阿南市中心部周辺の駐在所を廃止して、新たに阿南市富岡町玉塚のテナントビルに交番を新設するという答弁がありましたけれども、交番を新設するに当たって、背景や目的は、多分もう決まっているでしょうけれども、名称や整備場所について、特に供用開始、いつからその交番が業務を行うかをお伺いしたいと思います。

船本企画課長

阿南警察署管内に新設を予定しております交番の概要について、御説明いたします。

阿南警察署管内に新設いたします交番につきましては、先ほど説明をいたしました総合計画に沿ったものでございます。その背景等でございますけれども、阿南警察署管内の事

件・事故の発生件数のうち、約5割が阿南市中心部で発生をしている現状でございます。

しかしながら、この阿南市中心部には、警察官が24時間体制で勤務する交番はこれまでございませんでした。特に、夜間・休日における事案については、パトカーの勤務員でありますとか、あるいは宿直の勤務員によりまして対応してきたところでございます。

そこで、阿南市中心部を管轄する警察署の所在地という勤務がございまして、それと向原町駐在所、宝田町駐在所、見能林町駐在所の3駐在所を統合いたしまして、歓楽街に近い阿南市富岡町玉塚の旧国道と県道の交わる通称、玉塚交差点、この北東角に所在するテナントビルに交番を新設し、夜間・休日における事案対応能力を強化するものでございます。

名称につきましては、各地域の安全を守る会をはじめ、地元住民の方々の御意見を踏まえました上で「とみおか交番」、平仮名でとみおか、漢字で交番、「とみおか交番」とする予定でございます。

供用開始時期でございますけど、本年秋頃の運用開始に向け、施設の改修でありますとか、関係規程の改正等に鋭意準備を進めているところでございます。

島田委員

秋頃ということでございますので、計画どおりスムーズにやっていただけたらと思います。あと、駐在所の施設から交番に移行してはどうかということの件で質問させていただきたいと思います。

阿南市内には、いまだに、かなり飲酒運転が横行しているとよく耳にします。多分、前に当時の交通課長にお聞きしたんですけど、検挙数は結構あるんです。けれど、飲酒運転の検問を最近見たことがあるでしょうか。僕の記憶は、5年前くらいに、秋田町から駅前に向かって行く両国の所で夜やっていたのが1回だけありました。女性警察官に聞かれたのでその記憶があるんですけども、それ以外で今まで飲酒運転の検問、取締りに会ったことがないんです。そういう話も余り聞かないんです。ということは、取締りをしてなかって捕まったりすると、たまたま偶然に捕まったみたいな感じになると思うんです。

ですから、今のそういった体制を変えることによって、交番勤務で、24時間体制で人員が多くなって取締りを強化すると、そういった飲酒運転の抑止力が非常に高まると思うんです。例えば、秋田町でパトカーが回転灯を回していると、それだけでも抑止力になると思います。そういった交番勤務でも、人数が多くなれば飲酒運転の取締りができるし、そこら辺のパトロールを強化するとかでも治安の維持になると思いますので、できるだけそういったものもやっていただけたらと思います。

また、徳島県公共施設等総合管理計画の対応や昨年3月に策定・公表されました警察署再編整備等総合計画に基づき、阿南市に限らず、県下の交番・駐在所施設の更なる見直しを進めていると思われま。そこで、交番・駐在所の在り方についての提案ですがけれども、今後の社会情勢の変化に伴い、地域に応じて、これまでの駐在所施設から多様化する事案に対応できる、今言った交番にシフトすべきと考えておりますけれども、県警察の方針をお聞かせいただけたらと思います。

船本企画課長

駐在所施設から交番施設に移行してはどうかという御質問でございます。

夜間・休日体制の確保、これは大きな課題であると考えております。その方法といたしまして、先ほども御説明しました計画を策定して、統合等を推進しているというところがございます。

交番とは、原則として都市部において、警察官が交替制の24時間体制で勤務をする施設でございます。一方で、駐在所とは、原則として都市部以外の地域におきまして同施設に駐在をして勤務をするという施設でございます。

両施設に求められる機能は異なっておりますけれども、交番・駐在所は、地域住民にとって一番身近な警察活動の拠点でありまして、地域の安全安心の確保の点からも重要な施設であると認識しております。

県警察では、人口の都市部への集中、新設道路の供用、大型商業施設の出店や24時間型社会の広がりなど、管内情勢が変化していることはもとより、地域住民の方々からも四六時中、事件・事故や相談などに対応してほしいとのニーズが多く寄せられていることから、一定の人口集中地域においては、駐在所を集約して交番機能を持たせることも検討を進めるべきと認識しております。

また、別の視点では、県内には交番・駐在所が合計127か所ございますが、これら施設の約4割が築後30年を超えておりまして、PFI方式による一括整備後においても、老朽化に整備が追い付いていかないという状況もございます。

今後、治安や地域情勢、住民の方々へのニーズ、その他施設整備等を踏まえ、駐在所の統合による交番の設置も含めた新たな整備計画の策定についても検討してまいりたいと考えております。

島田委員

警察はすごい堅いイメージがあって、なかなかそういうふうに柔軟に対応できるのかというような思いが多分一般の人たちにもあると思います。しっかり公表していただいて、今度、阿南は駐在所の三つが交番になるということで、そういった内容を、できる前、できてからもアピールしていただけたら、他の地域の統廃合がスムーズにいく可能性もありますし、現状では田舎はやっぱり駐在所がいいだろうとか、そういった検討すべきことはしっかり検討していただいて進めていただけたらと思います。今後とも対応をよろしく願います。

元木委員

駐在所と交番、そしてまた飲酒運転の質疑等がございました。私のほうからも要望といたしまして、今、警察行政も広域化が進む中で、徳島県も人口減少が進んでおり、人口動態も変化している中で、新しい駐在所の編成方針を着手されていることは敬意を表したいと思うわけがございますけれども、一方におきまして、飲食店などが増えているエリアと減ってるエリアとがあって、飲食店が多いエリアは、交番機能を充実していただきたいという要望もあるわけがございます。そういう中で、是非、駐在所から交番への移行、あるいは駐在所の機能強化、こういった対応等、新しい時代に対応した取組を進めていただきたいということを私からも要望させていただきたいと思っております。

それと今、地震の質疑もございましたけれども、全国的にもブロック塀の安全対策に取り組まれていると伺っております。大阪での事故を受けて、県の警察施設でのブロック塀等の安全対策、点検等について、どう取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

吉田拠点整備課長

県においては、本事案を受けて、6月22日に危機管理会議を開催し、緊急総点検を進めることとなったところです。

県警察においては、警察署、宿舎、交番、駐在所等の施設を保有しており、多くの箇所ブロック塀を設置しております。法定点検や日常確認を行っているところですが、総点検結果も踏まえ、適切な施設管理に努めてまいります。

元木委員

是非、しっかりと漏れのないよう点検作業を行っていただきたい。法律に基づいた対応が取れているのか、そしてまた、法律に基づいた対応が取れていても老朽化が著しい箇所もあろうかと思えます。そういった視点でしっかりと取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

先ほど、自動車の事故にまつわる話もあったわけですがございますけれども、私の地元でも自転車の駅というのができて、県も「自転車王国とくしま」の実現ということで取り組んでおり、そしてまた「ツール・ド・にし阿波」といった自転車イベントなども活況を呈しておるような状況でございます。そうした中で、自転車事故の対策という点から簡単に質問させていただきたいと思えます。

まず、地元でも自転車の通行に伴ういろんな事故をお伺いするわけがございます。自動車と自転車の事故、自転車とバイクの事故、自転車と人の事故、自転車が構造物に接触しての事故、自転車同士の事故といった、いろんな切り口があろうかと思えますけれども、こういった点について、県内の事故の近年の状況の把握、そしてまた、本県として何か特筆すべき特徴があればお教えいただきたいと思えます。

山上交通企画課長

まず、自転車の事故の推移でございますけれど、3年間ぐらいを見てみますと、平成27年につきましては、交通事故3,866件のうち自転車事故が607件、死者については6人になっております。平成28年は3,579件交通事故のうち自転車事故が553件、死者は7人、平成29年は3,151件の交通事故のうち自転車事故が497件、死者については8人というふうな状況です。

自転車事故の特徴でございますけれど、自転車に違反が伴うものといったのが、自転車事故の約8割ございます。また、自転車事故の発生の時間帯等を見ますと、通勤・通学時間帯が多くなるというふうな状況、さらには、事故類型で言いますと、出会い頭事故ということで、車との衝突、あるいは歩行者との衝突等もございます。この出会い頭事故が半数以上を越すというふうな状況です。また、年齢で見ますと、16歳から24歳の年齢層と65歳以上の高齢者の年齢層が多くなっているというふうな状況でございます。

元木委員

東京オリンピック・パラリンピックがいよいよ後2年ということで近づいてまいりました。オリンピック開催の都市、ロンドン、シドニー等でも自転車にやさしい都市を造っていかうということで、地球環境問題への対応ですとか、渋滞対策、エネルギー効率の高い乗り物への移行等、いろんな名目で進めていかれて、我が国においても東京都をはじめとして、自転車中心の交通システムを新しく作っていかうではないかということに取り組んでいる一方、日本の自転車というのは欧米に比べると、車という意識が低いせいか、歩道を自転車が普通に走るような光景もよく見られるわけでございます。私の地元でも、用水路によく自転車が落ちて大けがをしたりという事故が絶えないというような、日本特有の事故の多さもあるのではないかという気がいたしております。

そういう中で、今も御答弁いただきましたように、死者が数人ずつ発生しているというような状況で、何とかして自転車の安全性を高めて、この徳島県の自転車交通への移行というのも慎重に、着実に進めていきたいと感じておるわけでございます。

私が見聞きする範囲でも、自転車で事故をした方というのは、かなり悲惨なケースが多くて、保険に入っていない方が多くて、自転車と歩行者の接触によって歩行者の方が大けがしたときの補償、そういったことでも苦労されているように聞いております。こういった保険への加入等を含めて、安全対策というか、事故が起こったときの対応と事故が起こらないようにする子供や高齢者向けの啓発について、どう取り組んでおられるのかお伺いをいたします。

山上交通企画課長

自転車の保険についてでございますけれども、徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例、いわゆる自転車条例に、自転車の損害賠償責任保険への加入の努力義務というのがございます。そこで、県警察におきましては、自転車教室をはじめ、各種交通安全講習会等において、こういった自転車条例の説明等もやっておるところでございます。さらには、ドライバーに対しても安全運転管理者講習等を通じまして、自転車条例の周知を図っているといった状況でございます。

また、自転車事故防止への取組ということでございますが、現在、県警察におきましては、毎月第2週目の月曜日を自転車指導強化日と定めております。その日には、警察署全てが一斉に自転車指導に当たっており、さらに、街頭活動において、自転車等の違反等があれば警告書の交付、さらには、学校に対しては、学生の違反があれば、中学生、高校生については教育委員会、その学校に対して、違反数を通報して学校における交通安全指導をやっていただく、そういうふうな取組をやっているところです。さらに、高校生の交通安全マナーアップクラブの自主活動によって、安全意識の高揚も図っているところであります。

いずれにしましても、自転車につきましては、環境問題あるいは健康等において有効な乗り物であるということで全国的に取り組んでいるところがございますので、警察としても安全に利用できるよう、最善の努力をしていきたいと考えております。

元木委員

これから健康志向も高まり、そしてまた、環境問題への対応等、自転車に対するニーズというのは高まってくるものと思っております。是非、警察官の方々も率先して、自転車を活用して通勤していただくとか、自転車を活用した見回りですとか、そういった点も配慮していただきながら、自転車安全対策に取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

最後に、働き方改革ということで、事前委員会でも少し言わせていただきましたけれども、今国会でも審議がされております。職員の方々が健康で生産性の高い仕事をしていただくために、企業、自治体においても積極的な取組が進められております。今回の代表質問でも子育て支援の質問がかなり出ましたけれども、警察の方々も子育てする方は柔軟に働いていただいて、子育てもしっかりしていただくと、こういった取組も求められているような中で、超過勤務の縮減に向けた取組について何点かお伺いをさせていただきます。

まず、県警察の超過勤務の実態把握のために、5年間の超過勤務手当の推移と職員一人当たりの1か月の超過勤務の平均時間がどの程度になっているのか、お伺いをします。

生原警務課長

超過勤務手当の推移とその超過勤務の平均時間でございます。

まず、過去5年間の超過勤務手当の額につきましては、決算ベースでございまして、平成25年度が約13億4,000万円、平成26年度が約14億2,000万円、平成27年度が約14億4,000万円、平成28年度が約14億9,000万円、平成29年度が約15億6,000万円という状況でございます。

次に、職員一人当たりの1か月の平均超過勤務時間数でございまして、平成25年度は約27.0時間、平成26年度が約28.3時間、平成27年度が約28.5時間、平成28年度が約29.3時間、平成29年度が約30.5時間という状況でございます。

元木委員

14億円台から15億円台に上がっているというふうなことで、超過勤務時間も少し増加の傾向にあるようでございますけれども、現在の超過勤務そのものの課題の認識について、どういった点が超過勤務を生み出しているとお考えであるのか、そしてまた、この超過勤務を縮減していくためにどういった取組を進めておられるのか、お伺いをいたします。

船本企画課長

超過勤務時間の縮減に向けた課題と今後の取組ということでございます。

課題でございますけれども、警察は、業務の性質上、他の行政機関とは異なりまして、深夜・早朝に突発的に発生する事件・事故の対応などがございまして、予測不可能な事案に適切に対応する必要がございまして、超過勤務の発生というのはやむを得ない部分もあるのではないかと認識しております。

近年、事件・事故の発生件数は減少傾向にはございますが、110番受理件数でありますとか、相談の件数、あるいは対応が長期間にわたりますストーカー・DV、児童虐待などの事案については、引き続き、高い水準で推移しているという現状でございます。また、警察の捜査を取り巻く環境も新たな時代に入りまして、治安水準の維持・向上に向けて

は、これまで以上に組織的で緻密な捜査が求められているというところもございます。

このような勤務状況におきまして、職員の配置の見直しによる業務量の平準化や、業務の合理化・効率化など、可能な限り超過勤務の縮減に向けて取り組んでいるところでございます。

このほか、職員が休暇を取りやすい職場環境を醸成するため、6月1日から10月31日までの間をメリハリ運動といたしまして、積極的な休暇取得の促進を行っております。このほか、定時退庁の徹底でありますとか、時差出勤の試行など、メリハリのある勤務環境作りを進め、超過勤務時間の縮減に向けて、今取り組んでいるところでございます。

また、警察署再編整備等総合計画に盛り込んでおります警察署の統合につきましても、スケールメリットを生かした業務運営により、夜間・休日における出勤や緊急招集の軽減によるワーク・ライフ・バランスの実現や超過勤務時間の抑制が期待できるものと考えておりまして、引き続き、働き方改革を念頭に置きつつ、超過勤務時間の縮減に向けた取組を進めてまいり所存でございます。

元木委員

是非、最少の経費で最大の効果とよく言われますけれども、最小限のマンパワーで最大の効果を生み出すような仕組みを構築していただきたいと思う次第でございます。

一方におきまして、昨今ハラスメントの議論も、よくちまたで言われておりますけれども、職場内での上司の方と部下の方々とのコミュニケーションというのも、大変大切な要素であろうかと思えます。

最近では、パワーハラスメントですとか、セクシャルハラスメントですとか、こういったいろんな事案も出てきておるわけでございますけれども、県警察行政全般において、このハラスメントを防止していくための取組や、あるいは制度の構築というのは図っておられるのでしょうか。

船本企画課長

ハラスメントの防止に向けました制度等でございます。

職務上の地位等の優位性を背景としたパワーハラスメントや、いじめ、嫌がらせ、セクシャルハラスメントなどは、勤務環境を悪化させる要因でございます。その防止は重要な課題であると認識をしております。

県警察では、平成25年3月、徳島県警察におけるハラスメントの防止等に関する訓令を制定いたしまして、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置に関する必要な事項を定めたところでございます。また、同年4月には、ハラスメント防止対策マニュアルを策定いたしたところでございます。

ハラスメント防止に向けた具体的な取組といたしましては、これまで、所属長以下全職員による「STOP!ハラスメント宣言書」への署名でありますとか、部外講師をお招きして、部外講師による研修会の実施、あるいは警務部幹部職員による全警察署の幹部職員に対する巡回教養などを実施しているところでございまして、ハラスメント防止に向けた職員の意識改革等に取り組んでいるところでございます。

また、ハラスメントに係る相談体制についてでございますけれども、全所属に複数名のハラスメント相談員を指定しているほか、所属のハラスメント相談員に相談しにくい場面などは、専用の携帯電話やメールを利用いたしまして、24時間相談等を行うことができるハラスメントホットラインを設けており、ハラスメントホットライン担当者が相談等に応じるなど、職員が相談しやすい体制を構築しているところでございます。

元木委員

近年は、犯罪形態も広域化あるいは多様化、複雑化しているような状況でございますけれども、やはり、県内の治安を向上させていくまず第一歩が、職場内の円満な人間関係やコミュニケーションであろうかと思えます。是非、そういった視点で、ハラスメントの抑止にも努めていただくことも併せて要望して終わります。

木南委員

先ほど、黒崎委員からも質問がありましたように、児童虐待の件で、香川県から東京都へ住まいを変えられた御家族で児童虐待が起こって、報道等を見るたびに、多くの国民が涙を流したわけでありまして。香川県にしても、東京都にしても福祉事務所あるいは県警察、警視庁についても、工夫はされておったと思うんですが、こんな事態が起こったということなんです。

これだけ交流人口が多くなると、徳島県の状態あるいは皆さんの構えというのは、黒崎委員のところでも答弁を頂いたわけですが、徳島県だけの工夫だけではなかなか解決がつかない。これだけ交流人口が増えてくると、やはり、過去の事例に学んで進化させていくということは、非常に大事でないかと思うんです。

この頃、ビッグデータという言葉もはやっておりますが、そのデータを寄せて各県警察、あるいは各児童相談所が情報共有できる、いわゆる組織、システムがあるのかどうか。そこらあたりの全国的な事例、あるいは過去の事例を学習して、次に進化させていくという情報交換の場、あるいは対応策を考える場、全国的な組織というのはあるのかどうか教えてほしいと思えます。

時谷生活安全企画課長

情報の共有ということなんですが、県内では児童虐待管理システムがございまして、虐待事案の認知であるとか、処理、措置等の状況を関係所属のシステムに入力すれば、県下的な情報共有ができており、4月から運用が開始されております。

全国についてでございますけれども、来春をめどに、こういった管理システムを構築するという情報は承知しているところでございます。

木南委員

先ほども言いましたように、これだけ交流人口が増えてくると、県内事例だけだったら県警察と児童相談所での交流、情報交換、あるいは県民に周知と、かなりフォローできるんですが、例えば、この度の東京都での問題、香川県から東京都に移られ、どこに欠陥があったのかということ、早急にどこかで分析して情報の共有をしなければならぬと思

うんです。早くできるように県警察からも提案したらどうかと思うんですが、いかがですか。

喜多委員長

小休します。（11時48分）

喜多委員長

再開します。（11時49分）

時谷生活安全企画課長

児童虐待の関係につきましては、先ほども申し上げましたとおり、児童虐待管理システムで、全国で、転居をしたとか対応したとかという情報が分かるシステムができると聞いておりますので、来年度構築されれば、そういう問題はかなり解消されるのではないかと考えております。

木南委員

何でこんなことを言うかという、あの東京都での事件、児童虐待というのは、決して、再び起こしてはならないという問題なんです。警視庁へ行って、あるいは香川県警察へ行って調べてくるのは県警察として難しいことだろうと思うんです。与えられた情報の中で、県警察自身が学習して、交流人口の中でのこういう事件を防ぐという努力は非常に必要でないかと思うので、そんなことも分析しながら、二度起こさないようなシステム構築に御努力いただきたいとお願いをして、私の質問を終わります。

長池副委員長

ずっと開会からの御議論を聞いていて、ちょっと思ったことを述べさせていただきたいと思います。1点は、飲酒運転の検問が減ったのではないかと、島田委員も御指摘されて、事前委員会のときも樫本委員が指摘してあったんですが、実際どうですか、減ったんですか。どういう現状なのか、今後どうなのかというのを教えてください。

山上交通企画課長

飲酒運転の検問の件でございますけれど、飲酒運転の検問につきましては、警察官の姿が見えるということで抑止効果も極めて大きいというふうに思っております。

ちなみに、飲酒運転による事故の時間帯をみますと、平成29年では飲酒運転事故が一番多かったのは朝の4時から6時、次に多かったのは16時から18時と18時から20時となっております。全体的に広がっているというのが飲酒運転事故の現状でございます。

そこで、こういった事故がどこで起きているか、また、何時頃に発生しているかということ进行分析しまして、検問は一つの方法、もう一つとしてランダムな取締りということをやっているところであります。

検問につきましては、昔と比べて余り会わないというふうに感じておられるかと思いますが、そういった事故の発生が全体的に分布しているということで、分析に基づいた活動

というのを今現在進めているところでございます。

今後とも、検問、更には効果的な取締り等を進めて、飲酒運転の根絶に努めてまいりたいと考えております。

長池副委員長

もう少し突っ込んで聞きますが、よくお酒を提供した側にも責任があるというふうに言われておりますが、実際、お酒を提供した側にも罰則であったり、県内でのそういった事例があるのかどうか。あれば、もっと大々的にお店にも責任がありますというのを示すことで、県民一体となって飲酒運転を防げるように私は思っております。新聞報道では、余りお店の責任まで突っ込んだ記事は出ずに、第一報として、こういう事故があつて、飲酒、酒気帯びだったというぐらいまででございますので、そのあたり、提供側の責任というのは、県内の事例というものはあるんでしょうか。

山上交通企画課長

いわゆる飲酒運転に絡む周辺三罪と呼ばれる犯罪がございまして、飲酒しておる車に同乗すること、また車両を提供すること、更には酒類を提供することといった三つの類型がございまして。

これまでも検挙はございまして、飲酒運転の同乗罪として、この3年間くらいを見ますと、平成27年については同乗罪が7件、平成28年には11件、平成29年には8件検挙しております。また、お酒の提供罪でございまして、平成27年に1件、平成28年に2件、平成29年はございません。車両の提供罪につきましては、平成27年に3件、平成28年はありません、平成29年には4件と検挙がございまして。

長池副委員長

そういったことも含めて、昔と比べて減ったんでしょうけども、やはりゼロを目指すべきでありまして、地震災害とかいうのは突然地球規模でやってきますけど、飲酒運転というのは人間のすることでございますので、運転者がどれだけ自戒を持てるかどうかですが、飲んだら判断がつかないので、やはり取締りの強化というのは重要なのではないかと思います。

是非、ゼロを目指してほしいのと、もう1点が、運転者の判断が利かなくなるという意味では、高齢者の運転というのと同じような状況があるのではないかと思います。

中山委員の質問にもありましたが、徳島県でいる場合、多分、心のどこかで取り上げるわけにもいかないというのがあるんですね。やはり、交通の便が悪いというような中で、ただ、実態と言いますか、高齢者の方の運転技術を見ると、正に先ほどの飲酒運転と変わらないのではないかと。判断能力が低下し、運動神経も低下したといった意味では全く同じで、武器が道を走っているような状況の中で、飲酒運転は厳罰ですということで厳しいのですが、高齢者の運転に関しては、どこかまだ許容しているような心が私にもありますし、社会全体にもあるのではないかと、警察の皆さんにもあるのではないかと思います。

ただ、もう一度繰り返しますが、判断能力が低下している、運動神経が低下していると

いう意味では、飲酒運転と同じでございます。そういった観点から、広報していますとか、努めて返納してもらうようにしていますとかいうレベルでは、私はいけないのではないかと感じて聞いておりました。

中山委員がおっしゃるように、いろんな方法でチェックして、飲酒運転の検問に飲酒しているかどうかのチェックがあるように、高齢者の方にも多少厳しい言い方をしますが、運転する技能がないというのをはっきり示してあげる、それが大事なことはないかと思うんです。そのあたり、私は答弁を聞いていて、本部長、ちょっと緩いと思ったんです。

ただ、免許を取り上げるのは全国的に決め事なんで、できないと思うんですけれども、お年寄りが小学生の通学路に突っ込むということなんかは、絶対的に不幸なことなんです、あり得ない事故ですので、徳島県がしっかりと、そういったあたりをどう考えるのか、何か答弁があったら言ってください。

鈴木警察本部長

今、御議論をいろんな方々からもありましたとおり、高齢者の方の免許の問題というのは社会的に大きな問題になっております。説明もいたしましたけれども、本人だけでなく、御家族の方からも相談がなされておりますし、また、これからその方々が返納した場合に、免許がなくなって交通手段がなくなってしまった場合に、どういったサービスが受けられるかということで、関係機関との連携も深めさせていただき、生活支援連絡制度を行っているところでございます。

返納すべき高齢者の方、そして、心配する御家族の方、また、一般のその他の交通の方のそれぞれの立場を十分に理解した上で、警察としても最良の策を取り入れるよう頑張ったいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

長池副委員長

取り上げるという観点ではなくて、その本人を守り、その御家族を守り、周辺を守るという意味で、是非しっかりと取り組んでいただきたいと要望を最後に申し上げて、終わりたいと思います。

喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時01分）